

飯田市立千代小学校『いじめ防止基本方針』（R3）

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 長野県の「いじめ防止等の対策の目指す方向」

- (1) すべての児童生徒がいじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努めます。
- (2) 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努めます。
- (3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

3 本校の基本理念

信頼と支え合いのある開かれた学級づくりを通して、児童の身近にある差別や偏見に気づかせ、人権感覚を磨き、いじめや差別を進んでなくしていける児童の育成に努める。学年の発達段階に応じた人権感覚の育成を願い、全領域に渡っての日常的な実践をはかる。

4 本校のいじめに対する基本的姿勢

- (1) いじめは絶対に許されないという強い認識に立つこと
- (2) いじめに対してはいじめられた子どもの立場に立った指導を行うこと
- (3) 全職員・保護者が一体となって取り組むこと
- (4) いじめは、学校・家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であるという認識にたつこと

5 具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

①人権教育の充実

- ・全教育活動を通じた人権教育の推進を年間計画のもと実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。

- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

②道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考えや道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの実態に即した資料に出会わせ、人としての「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・12月の「人権教育旬間」において、各学年でいじめ・差別等をなくすための学習を実施する。

③体験教育の充実

- ・子どもたちが、千代の自然や地域の方との直接的なかかわりを多くもつこと、自分と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を計画的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・異学年交流、小小連携、小中連携、保小連携、特別支援学校との交流等を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

④教科等・特別活動での人権感覚の育成

- ・授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、友だちと関わり、認め合う場を設定する。
- ・授業での自己評価・相互評価の場を設定し、自尊感情や自己肯定感を高める。
- ・児童会活動においても、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

⑤保護者や地域の方への働きかけ

- ・学級懇談会、HP、学校・学級だより等による情報発信を行い、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・人権特設授業等で、差別やいじめについて親子で考える機会を設ける。
- ・個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・PTAの各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や親子研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

⑥今年度の重点(令和3年度)

- ・善意～人に言われてやるのではなく、自ら進んで善い行いをしようとする心～
- ・友だちだけでなく、地域の方にも進んで明るいあいさつをしよう。
- ・名前は人権の基本である。呼び捨てはせず個々の児童の呼び方を「さん」「くん」で統一していく。

(2) いじめの早期発見について

① 日常の取り組み

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、子どもが日頃から気軽に相談しやすい環境づくりをする。

② 日記や連絡帳の活用

- ・日記や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

③ いじめ調査アンケート・教育相談の実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて年間2回実施する。
(7月と12月に学校生活アンケートの中で実施する)
- ・「子どもと向き合う週間(年3回)」を設け、全児童を対象とした個別教育相談を実施する。
- ・Q-Uアンケートにより、児童の実態把握に努める。(年度当初に実施の可否を協議)

(3) いじめに対する措置

- ① いじめを発見し、または通報を受けたら、早急に校長に報告をする。校長は「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手だてや役割分担を協議する。また、市教委へも連絡をする。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- ④ 全職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや相談員、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応に取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ インターネット上のいじめについては、セーフティネット総合研究所 南澤信之 専務理事、警察署とも連携して対応する。
- ⑦ 被害児童および加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりしていじめが解消しているか確認する。

※ その他いじめ対応の流れや注意事項については、飯田市いじめ対応マニュアル(平成25年9月：令和2年2月改訂)による。

(4) 取組の検証と見直し

「いじめ・不登校対策委員会」で、いじめに関する取組の検証を行い、必要に応じて修正する。